

運転免許取得等支援助成金交付要綱

公益社団法人北海道トラック協会

（事業趣旨）

第1条 公益社団法人北海道トラック協会（以下「北ト協」という。）は、人材確保対策、従業員の資質の向上及び労働災害事故防止対策の一環として、第3条の要件を満たす項目を従業員に取得または受講させた北ト協会員事業者（以下「会員」という。）に対して助成金を交付する。

（交付対象）

第2条 交付対象者は従業員の免許の取得時及び指定自動車教習所等並びに陸上貨物運送事業労働災害防止協会北海道支部（以下「陸災防北海道支部」という。）への教習等料金支払い時・申請時に会員であり、会費未納等が無い者とする。

2 交付対象となる免許取得者は、前項の条件を満たす会員の従業員及び採用予定者（令和9年3月19日までに採用される者）とする。

（助成対象）

第3条 助成対象は以下のとおりとする。

- （1） 大型自動車免許 （自衛隊車両限定解除を含む） ※ 第二種免許を除く
- （2） 中型自動車免許 （8 t 限定解除を含む） ※ 第二種免許を除く
- （3） 準中型自動車免許 （5 t 限定解除を含む）
- （4） けん引免許 （各種限定解除を含む）
- （5） フォークリフト免許

（技能講習修了証が必要となる最大積載荷重1トン以上のフォークリフト免許のみ）

※ 助成対象となるフォークリフト免許は陸災防北海道支部が主催する技能講習受講により取得した免許のみとする。

- （6） 受験資格特例教習（大型・中型のみ：年齢課程・経験課程いずれかのみでも可）
※（1）、（2）の項目と併用可

2 前項の支払いを従業員等が個人で負担した場合、北ト協は助成金を交付しない。

（助成額）

第4条 助成額は、会員が指定自動車教習所等及び陸災防北海道支部に支払った教習等料金（消費税を除く）のうち、以下の上限額までとする。

ただし、指定自動車教習所等及び陸災防北海道支部技能講習場までの通学（移動）費用や自動車運転免許試験場で係る費用等は対象外とする。

	助成上限額
大型自動車免許	100,000円
中型自動車免許	50,000円
準中型自動車免許 (取得・5 t 限定解除)	50,000円

けん引免許	50,000円
フォークリフト免許	5,000円
受験資格特例教習	教習料金の3分の1 上限100,000円

（助成上限）

第5条 本事業の助成上限となる申請数は、会員が保有し、各地区ト協に所属する営業用貨物自動車の台数（但し、被けん引車を除く。）を30で除した数（小数点以下繰り上げ）の合計までとする。

2 前項について、準中型免許の助成上限となる申請免許数については定めない。また、フォークリフト免許の助成上限となる申請免許数については会員が所属する地区トラック協会ごとに10までとする。

受験資格特例教習については大型自動車免許、中型自動車免許との申請を併用可能とし、この場合の申請数は1とする。

免許取得及び特例教習いずれかの申請でも、申請数は1とする。

（助成金の請求）

第6条 会員は、助成金を請求する場合、以下の書類に必要事項を記入し、北ト協に提出しなければならない。なお、免許取得者と特例教習受講者が採用予定者の場合は、採用後に請求しなければならない。

（1） 北ト協で定めた各様式

- （i） 様式1「運転免許取得等支援助成金実績報告書（兼助成金交付請求書）」
- （ii） 様式1の2「運転免許取得等支援助成金内訳書」

（2） 添付書類

- （i） 指定自動車教習所等及び陸災防北海道支部が発行する、助成対象項目に係わる支払いを会員事業所で完了していることがわかる書類の写し（領収書等）

※ 当該免許取得者が同免許の取得費用を支払った場合は、「教習所等から免許取得者あての領収証」及び「免許取得者から事業者あての領収証」の写しを添付する。

※ 教習を受けた免許区分等の記載がない場合は、余白に「〇〇免許教習料」と記入する。

※ 領収書等に税抜金額の記載がない場合は、税抜金額がわかるように余白に内訳を記載する。

- （ii） 助成対象免許取得後の運転免許証かマイナ免許証（もしくは技能講習修了証）の写し、受験資格特例教習については修了証明書

※ 限定解除等の事項が裏面に記載されている場合は表裏両面の写し

※ 技能講習修了証は陸災防北海道支部が発行したもののみを対象とする。

※ マイナ免許証については、「マイナポータル」か「マイナ免許証読み取りアプリ」から免許情報を表示した画面を印刷したものを提出する。

- （iii） 免許取得者の運転日報・点呼簿・運転者台帳・賃金台帳等いずれかの写し

※ 可能な限り申請直前のものを添付する。

※ 「マイナ保険証（健康保険証の利用登録されたマイナンバーカード）」の写しは対象外とする。

- 2 北ト協は、会員の助成金請求を受付ける際、必要に応じて、当該会員に対し指定した書類の提出を求めることができる。

（請求期限）

第7条 請求期限は、令和8年3月20日から令和9年3月19日（北ト協必着）までとする。

- 2 免許証は公布日を特例教習は修了日を基準とし、公布日等が請求期限内であるものとする。
- 3 前項で定める期間内であっても、本事業の予算に達した場合、その時点で受付を終了するものとする。

（助成金の交付）

第8条 北ト協は、第6条に基づく助成金の請求を受けたときは、速やかにその内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、会員に対して助成金を交付する。

- 2 前項に係わり、助成金の交付を受けられなかった会員の不利益等に対する責任について、北ト協はこれを負わない。

（助成金の返還）

第9条 助成金の交付を受けた会員は、交付対象となった免許取得者が助成対象免許取得後1年以内に離職した場合、速やかに北ト協に報告し、助成金を返還しなければならない。

- 2 北ト協は、次のいずれかに該当するとき、会員に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。
 - （1） この要綱その他北ト協が定める事項に違反したとき
 - （2） 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- 3 前項の規定により返還を命じられた会員については、北ト協が行う助成事業すべてに係わる請求は、原則として当分の間、これを受付又は交付決定を行わない。

（その他必要な事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関するその他の必要事項は、北ト協がこれを定める。

- 2 公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が定める若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成事業に関しては、別途全ト協の交付要綱等に基づき助成金を交付する。

（附則）（平成26年4月1日）

第1条 本要綱は平成26年4月1日から適用する。

（附則）（平成26年10月1日）

第1条 本要綱は平成26年10月1日から適用する。

(附則) (平成27年4月1日)

第1条 本要綱は平成27年4月1日から適用する。

(附則) (平成28年4月1日)

第1条 本要綱は平成28年4月1日から適用する。

(附則) (平成29年6月28日)

第1条 本要綱は平成29年6月29日から適用する。

(附則) (平成30年3月23日)

第1条 本要綱は平成30年4月1日から適用する。

(附則) (2019年3月22日)

第1条 本要綱は2019年4月1日から適用する。

(附則) (令和2年3月25日)

第1条 本要綱は令和2年4月1日から適用する。

(附則) (令和3年3月24日)

第1条 本要綱は令和3年4月1日から適用する。

(附則) (令和4年3月24日)

第1条 本要綱は令和4年4月1日から適用する。

(附則) (令和5年3月24日)

第1条 本要綱は令和5年4月1日から適用する。

(附則) (令和6年3月26日)

第1条 本要綱は令和6年4月1日から適用する。

(附則) (令和7年3月24日)

第1条 本要綱は令和7年4月1日から適用する。

(附則) (令和8年3月23日)

第1条 本要綱は令和8年4月1日から適用する。

(附則) (令和8年6月1日)

第1条 本要綱は令和8年6月1日から適用する。